

## 東浦町広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住民等が利用する広告入り窓口用封筒（以下「窓口用封筒」という。）を町に無償提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(窓口用封筒の規格等)

第2条 窓口用封筒の規格、枚数、広告の掲載位置、その他の条件等は別に定める。

(窓口用封筒の設置場所)

第3条 窓口用封筒は、役場及び連絡所等の窓口を設置するものとする。

(窓口用封筒の設置期間)

第4条 窓口用封筒の設置期間は、1年間とする。ただし、町長は無償提供者と協議のうえ、設置期間を変更することができる。

(無償提供の申込み)

第5条 窓口用封筒の無償提供を申し込む者は、東浦町広告入り窓口用封筒無償提供申込書（様式第1）に東浦町広告入り窓口用封筒の無償提供に関する提案書（様式第2）を添えて、町長に提出するものとする。

(無償提供者の決定)

第6条 町長は、前条の申込書を受理したときは、広告掲載の可否、その他の条件について審査し、適当と認めた場合は、東浦町広告入り窓口用封筒無償提供許可・不許可決定通知書（様式第3）により無償提供申込者に通知するものとする。

(広告の募集)

第7条 無償提供者は、広告主の募集に当たり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、町が広告の募集者であるような誤解を与えることのないよう十分配慮しなければならない。

2 無償提供者が募集する広告主は、町内に事業所を有し、かつ町税を滞納していない者とする。

(広告の種類及び範囲)

第8条 窓口用封筒に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に関するもの
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条に規定する公正な競争を確保するための協定又は規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (5) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 政治性のあるもの
- (9) 宗教性のあるもの
- (10) 個人又は団体等についての主義又は主張に当たるもの
- (11) 個人又は法人の名刺広告
- (12) 国内世論が大きく分かれているもの
- (13) 責任の所在が不明確なもの

- (14) 虚偽があるもの
- (15) 他社の商品等を比較対象として表示したもの
- (16) 法律に定めのない医療類似行為に関するもの
- (17) 求人広告又はこれに類するもの
- (18) 当該広告の内容について本町が推奨している等、町民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (19) その他広告として掲載することが適当でないと町長が認めるもの  
(確認書の締結)

第9条 町長は、窓口用封筒の製作及び無償提供に関する内容に関して、無償提供者と確認書を締結するものとする。

(窓口用封筒の原稿作成及び提出)

第10条 無償提供者は、窓口用封筒の原稿を町長が指定する期日までに、住民課に提出するものとする。

(注意事項)

第11条 無償提供者は、広告に関する苦情等について責任の一切を負い、速やかに苦情等の解決に当たるものとする。

2 無償提供者に前項の規定による損害が生じても、町は責任を負わないものとする。

(窓口封筒設置の中止)

第12条 町長は、住民等に窓口用封筒を提供することが不相当と認めるときは、無償提供者と協議の上、窓口用封筒の提供を中止することができる。

附 則

この要領は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年5月1日から施行する。

様式第1(第5条関係)

東浦町広告入り窓口用封筒無償提供申込書

年 月 日

東 浦 町 長

申込者  
(所在地)

(名称及び代表者)

印

広告入り窓口用封筒の無償提供を申込みします。

記

添付書類 東浦町広告入り窓口用封筒の無償提供に関する提案書(様式第2)

様式第 2 (第 5 条関係)

東浦町広告入り窓口用封筒の無償提供に関する提案書

申請者

1 確認書締結から納入までのスケジュール

2 広告主募集の方法

3 封筒のデザイン

4 その他

様式第3（第6条関係）

東浦町広告入り窓口用封筒無償提供許可・不許可決定通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申込みのありました広告入り窓口用封筒無償提供について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 許可します。
	<input type="checkbox"/> 許可しません。